

## 第4回子どもデータ連携ガイドライン検討会

### 議事概要

- 日時 令和5年8月31日（木）10:30～12:00
- 場所 オンライン開催
- 出席者（50音順、敬称略）
  - 主査：新保幸男
  - 委員：石井夏生利、西内啓、能島裕介、野戸史樹、山野則子、李炯植
- 議題
  1. ガイドライン構成案についての議論
  2. 「地方公共団体による NPO 等民間団体からの情報の取得について」の調査方針及び進捗のご報告
  3. 本会議における方針について
- 議事概要
  1. ガイドライン構成案についての議論

ガイドライン構成案について、自由討議が行われた。主な内容は以下の通り。

    - ・ 1章の「ガイドラインの位置づけ」の記載に、あくまでもシステムのリスク判定結果やデータは参考情報であり、最終的には人でのアセスメントが重要である主旨を記載いただきたい。
    - ・ 「基本連携データ項目」を使用する取組は全国地方公共団体が最低限に取り組んでほしい取組であり、既に先進的に取り組んでいる地方公共団体の取組を妨げるものではない主旨を記載いただきたい。
    - ・ 地方公共団体と業務委託先との個人情報の取り扱いについては、事例を示すとともに、留意点を記載いただきたい。業務委託先での個人情報の取り扱いについて留意事項を詳細に記載していく必要があることから、ガイドラインを記載する際に意識していただきたい。
    - ・ ガイドラインにて個人情報保護についての記載を簡略化する方針に異論はないが、個人情報保護に関する記載を簡素化することで説明が不足するリスクがあるため、簡素化することで、記載漏れがないようにしていただきたい。
    - ・ 本事業において重要な点は、プロファイリングであると考え。個人情報保護法ではプロフ

アイリングを規制していないため、プライバシー保護の観点でデータ処理による特定個人のリスク判定の問題を整理する必要がある。データ処理のみならず、人の判断を介在させる必要があるといった対応が必要である。

- ・ 利用停止の申し出等についての考慮や、こどもや保護者に十分な説明を行うことも重要である。事例については海外事例を参考にガイドラインを記載いただきたい。
- ・ 虐待している保護者や養育費を支払わない保護者がデータ利用停止を求めてきた際の対応として、個人情報保護法の削除や利用停止請求に含まれるか否かを検討する必要がある。
- ・ 地方公共団体がデータ連携に取り組む際、個人情報、データ、システムの観点が課題になると考える。個人情報、データ、システムについての記載が充実することで、取組が推進していくと考える。

## 2. 「地方公共団体による NPO 等民間団体からの情報の取得について」の調査方針及び進捗のご報告

地方公共団体による NPO 等民間団体からの情報の取得における調査方針について、自由討議が行われた。主な内容は以下の通り。

- ・ 民間団体では、機微な情報を含め様々な情報が蓄積されている。適切なタイミングで、民間団体が保有している情報を地方公共団体に共有することが重要である。
- ・ 地方公共団体との関係が、委託なのか、協定を結んでいるのか、自主運営かによって情報連携の方法が異なると考える。
- ・ NPO 等民間団体の個人情報管理体制は重要な観点であり、ガイドラインに記載があると、地方公共団体と NPO 等民間団体を参考にしやすいため、記載を検討いただきたい。
- ・ 事業の終了時に、情報をどのように削除していくのかを論点に加えていただきたい。
- ・ NPO 等民間団体が機微な情報の管理をどのような体制で実施しているのか、また個人情報保護法における理解や、実施している安全措置の対応について調査していただきたい。

## 3. 本会議における方針について

本会議の議論内容に対する方針について説明が行われた。内容は以下の通り。

- ・ 本会議における議論内容については、主査に一任することとし、事務局にて詳細を検討する。

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy) をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://ey.com) をご覧ください。

### EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくは [ey.com/ja\\_jp/consulting](https://ey.com/ja_jp/consulting) をご覧ください。

### 免責事項

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和5年4月24日付けの「ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためのみに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。
2. EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。